

南砺市告示第〇号

南砺市こどもの遊び場遊具貸出事業実施要綱を次のように定める。

令和7年 月 日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市こどもの遊び場遊具貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内におけるこどもの遊び場の充実を図るために実施する遊具等の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 市は前条の目的を達成するため、市内で開催されるイベント等の実施主体が会場内の施設で無料のこどもの遊び場を設置する場合に、市が管理する遊具等（以下「遊具等」という。）の貸出しを行う。

(遊具等の詳細)

第3条 前条の規定により市が貸し出す遊具等は別に定める。

(貸出対象団体)

第4条 遊具等の貸出しの対象となる団体は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に活動拠点を有していること。
- (2) 規則、定款、規約、会則等の定めによりその活動が行われていること。
- (3) 政治活動、宗教活動を目的としない団体であること。
- (4) 公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- (5) 会員、構成員等に南砺市暴力団排除条例（平成24年南砺市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員と密接な関係のある者を含まない団体であること。

(貸出対象事業)

第5条 貸出しの対象とする事業は、前条に掲げる団体が行う事業のうち、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 市内で開催する事業

- (2) 広く市民を対象とする事業
- (3) 政治的・宗教的目的を有しない事業
- (4) 公序良俗に反しない事業
- (5) その他市長が適當と認めた事業

(貸出申請)

第6条 遊具等の貸出しを受けようとする団体は、南砺市こどもの遊び場遊具貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸出決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定し、南砺市こどもの遊び場遊具貸出決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(貸出期間及び費用負担)

第8条 遊具等の貸出期間は、おおむね1週間以内とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 遊具等は無償で貸し出すものとし、搬出、設置、解体、返却等にかかる費用は貸出しの決定を受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

(遵守事項)

第9条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 遊具等は、取扱説明書により適切に使用し、常に良好な状態で管理しなければならない。
- (2) 遊具等は、こどもの遊び場以外の目的で使用してはならない。
- (3) 遊具等を処分し、転貸し、又は譲渡してはならない。

(貸出決定の取消し等)

第10条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸出しの決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により貸出しの決定を受けたとき。
 - (2) 利用の目的に違反したとき。
 - (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
 - (4) 前号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により貸出しの決定を取り消したときは、南砺市こどもの遊び場遊具貸出取消通知書（様式第3号）により、当該借受者に通知するものとする。

(遊具等の返却)

第11条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに遊具等を返却するものとし、返却に当たっては市の点検及び確認を受けるものとする。

(1) 貸出期間が終了したとき。

(2) 前条第2項の規定による通知を受けたとき。

(損害賠償等)

第12条 貸出期間中に生じた遊具等に起因する事故については、市の責めに帰すべき事由によるものを除き、借受者がその責任を追わなければならない。

2 借受者は遊具等を紛失し、又は破損したときは、南砺市こどもの遊び場遊具紛失・破損等報告書（様式4号）を市長に提出するとともに、自らの負担において現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

3 市長は、借受者が正当な理由なく遊具等の返却又は賠償に応じない場合は、遊具等の取得価額に相当する額を南砺市こどもの遊び場遊具相当額請求書（様式第5号）により、借受者に請求するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、遊具等の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。